生駒市国民健康保険税の減免に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生駒市国民健康保険税条例（平成１２年３月生駒市条例第７号。以下「条例」という。）第２６条の規定に基づき、国民健康保険税（介護納付金課税額分を含む。以下「保険税」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（減免の対象者）

第２条　市長は、保険税の納税義務者（条例第１条第２項に規定する納税義務者を除く。及び当該世帯に属する被保険者（以下「納税義務者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、保険税の全部又は一部を納付することが著しく困難であると認められるものに対し、納税義務者等の申請に基づき、当該年度の保険税確定額の事実発生月以降の分について、減免することができる。

(1) 不慮の災害（震災、風水害、火災その他これらに類するもの）により、生活の基礎となる家屋に重大な損害を受けた者

(2) 失業（倒産、廃業等による場合又は本人の意思に反した人員整理による場合又はそれと同等の理由により離職した場合に限る。）又は長期の疾病若しくは負傷により別表に定める金額以下の所得の者

(3) 当該年度の市民税が非課税の世帯に属する者で次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳１級若しくは２級（身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条によるもの）、療育手帳（昭和４８年９月２７日付厚生事務次官通知によるもの）又は精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）によるもの）の１級若しくは２級の交付を受けている者で、障害基礎年金１級若しくは２級の給付を受けている者

イ 母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第５条に規定する配偶者のな

い女子で現に児童を扶養している者

(4) 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第５９条各号のいずれかの場合に該当するため、同条に規定する療養の給付等が行われない期間がある者

(5) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、６５歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和５７年法律第８０号)の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和２８年法律第２４５号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第１２６条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第３条第２項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第１２６条第３項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(6) 前各号に掲げる者のほか市長が特に必要があると認める者

２ 前項第３号アに該当していた者が、老齢年金等の受給を開始したことにより障害基礎年金の給付が停止されたときは、引き続き障害基礎年金を受給している者とみなし、減免の対象者とする。

（減免の割合）

第３条　前条各号に該当する者の減免割合は、別表のとおりとする。

２　前条各号中２以上の規定に該当する者については、それぞれの規定のうち減免の割合に係る額（以下「減免額」という。）が最も大きな額とする。

３　保険税額から前２号の規定により算定した減免額を差し引いた額が条例第２条第２項ただし書及び第３項ただし書に規定する課税限度額を超えるときは、減免を行わない。

４　保険税の賦課に際し、既に条例第２３条の規定による減額及び特別措置による減額等が行われているときは、減免を行わない。

　ただし、条例第２３条の規定による減額及び特別措置による減額等より減免申請等による減額等が有利となる場合は、その差額分のみ減免を行うものとする。

（適用除外）

第４条　納税義務者等が条例第２４条に規定する申告を行っていないときについては、減免を行わない。ただし、特別の事情により申告期限後に申告を行ったときは、この限りでない。

２　保険税の各期納期限が経過したもの及び既に納付されているときは、減免を行わない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

（減免申請等）

第５条　減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、当該納期限までに生駒市国民健康保険税減免申請書（第１号様式。以下「減免申請書」という。）に減免を受けようとする理由を証する書面等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第２条第１項第４号及び第５号に該当する場合の申請期限は、この限りでない。

２　減免申請者が非協力的又は消極的であるため当該減免申請事項について事実の確認が困難な場合には、減免申請を却下することができる。ただし、その後において事実確認をすることができたときは、申出のあった日の翌日から起算して６０日を超えない範囲で当該年度の減免申請があったものとして取り扱うことができるものとする。

３　第２条第１項第５号に該当する場合の申請において、翌年度以降の申請については当初の申請書をもって、翌年度以降も申請があったものとみなすものとする。

（減免の決定等）

第６条　市長は、当該減免申請書類等に不備がないことを確認した後、減免申請書を受理し、速やかに当該関係書類の審査等を行い、当該減免の適否を決定し、減免申請者に通知しなければならない。

２　前項の適否を決定するに当たり、市長が必要と認めるときは、減免申請者に新たな書類等の提出又は提示を求めることができる。

（減免の取消し等）

第７条　市長は、保険税の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その措置の変更又は取消しを行い、その旨を当該納税義務者に通知するとともに、減免額を納税義務者から延滞金等を加算の上、徴収する。

(1)　資力の回復その他の事情の変化により当該減免措置が不適当と認められるとき。

(2)　虚偽の申請その他不正な行為により当該減免の措置を受けたと認められるとき。

附　則

この要綱は、昭和６３年４月１日から施行し、昭和６３年度の国民健康保険税から適用する。

附　則

この要綱は、平成７年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年７月１４日から施行し、改正後の生駒市国民健康保険税の減免に関する要綱の規定は、平成１５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成１４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１４日から施行し、改正後の生駒市国民健康保険税の減免に関する要綱の規定は、平成２２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２１年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２５年６月３日から施行し、改正後の生駒市国民健康保険税の減免に関する要綱の規定は、平成２５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２７年７月１４日から施行し、改正後の生駒市国民健康保険税の減免に関する要綱の規定は、平成２７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２９年７月１日から施行し、改正後の生駒市国民健康保険税の減免に関する要綱の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、改正後の生駒市国民健康保険税の減免に

関する要綱の規定は、平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、改正後の生駒市国民健康保険税の減免に関する要綱の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。